

# ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に 「ベンジルアルコール」が追加されました

令和3年1月1日以降は、ベンジルアルコールについて以下が義務となります。

## 義務化

- 謲渡・提供時の【容器等へのラベル表示】
- 謢渡・提供時の【安全データシート（SDS）の提供】
- 事業場における【リスクアセスメントの実施】

### ベンジルアルコールを含む製品を販売する場合は・・・

- ◆ ベンジルアルコールを1%以上含む製品を販売等する場合は、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などをラベル表示するとともに、**安全データシート（SDS）を提供**する必要があります。

※施行日時点で容器に入れ又は包装されている製品については、ラベル表示は令和3年6月30日まで猶予されます。

### ベンジルアルコールを含む製品を使用する場合は・・・

- ◆ 容器等の**ラベル**に危険有害性を示す**絵表示（GHSマーク）**のついている**製品**については、メーカー等から提供される**安全データシート（SDS）**を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメントを行い**、マスク装着や換気装置の設置など**必要な措置を講じる**よう努めましょう。

## <ベンジルアルコールの危険性・有害性と必要な対策>

※該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

物質名	CAS番号	裾切値		ラベルに表示すべき 絵表示	
ベンジルアルコール	100-51-6	ラベル表示 1%未満	SDS交付 リスクアセスメント 1%未満	 	
危険性 有害性	飲み込むと有害 皮膚に接触すると有害 強い眼刺激 眼炎又はめまいのおそれ 中枢神経系、腎臓の障害 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害	必要な 措置	容器を密閉しておくこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。		

**【注意！】** ラベル表示等の対象となったことを理由に、ベンジルアルコールから、別の**有害性の不明確な物質に安易に代替化を図ることは、かえってリスクを増大させる場合**があります。

今回追加されたベンジルアルコールは、どのように扱えば安全であるか明らかになっている物質ですので、適切に管理して使用するようにしましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署